

教員・保護者・一般成人を対象とする法意識に関する調査(3)

—共同体・権利に対する意識—

○堀内由樹子¹・山岡あゆち^{1,3}・樫淵めぐみ²・猪股富美子^{#1}・八巻龍^{#2}・鈴木佳苗²

(¹お茶の水女子大学, ²筑波大学, ³日本学術振興会)

キーワード：いじめ、学校と司法の連携、Web調査

問題

大津市いじめ事件をきっかけとして、法に抵触する児童、生徒の問題行動への法的対処を求める傾向がある。こうした法的対応が民主的かつ適切に行われるためには一般的な法意識や罰意識に加え、その運用の根幹を支える共同体意識や権利意識が必要がある。実際に法的対応をとるか最初に判断する立場にある教員や問題の当事者となり得る保護者は、共同体や権利についてどのような意識を持っているのだろうか。そこで、一連発表の(3)では、教員、保護者、一般成人の共同体や権利意識について報告する。

方法

調査時期と手続き 一連発表(1)と同様であった。

対象者 一連発表(1)と同様であった。

調査項目 「共同体」や「権利」に対する意識や捉え方を尋ねる5項目(表1参照)について、「1:まったく当てはまらない」～「5:とてもよく当てはまる」の5件法で尋ねた。

結果・考察

一般的傾向 属性(教員・保護者・一般成人)別の基礎統計量を表1に示す。一般成人については、「参加度合による権利制限」(項目2)や「他者権利尊重が自己の権利を損なうという意識」(項目4)はやや否定的であったが、それ以外の項目についてはより肯定的であること

が示された。

属性別の特徴 教員及び保護者の特徴を検討するために、一元配置分散分析とTukeyのHSD法による多重比較検定を実施した(表1参照)。その結果、教員の意識については、「共同体への主体的参加」(項目1)、「共同体の総意としての個人の権利」(項目3)、「権利と義務」(項目5)の得点が保護者や一般成人よりも有意に高かった。また、教員や保護者は、「参加度合による権利制限」(項目2)について一般成人よりも得点が有意に高かった。さらに、「他者権利尊重が自己の権利を損なうという意識」(項目4)は、全体として否定的であるが、保護者よりも教員でその傾向が強いことが示された。

本研究の結果から、教員は一般成人や保護者と比較して、共同体に貢献する意識や義務感がより強いことが示唆された。法的対応の最初の判断者である教員にこうした意識があることは、法や罰の適切な運用を支える重要な意識であり、望ましい結果であると言える。また、保護者は、一般成人との違いはあまり見られなかったが、教員に比べて他者の権利尊重の意識が低いことが示唆された。今後は一般的な法意識や罰意識と合わせて、このような法的意識が実際の法的対応行動にどのようにつながっていくのか検討していくことが望まれるだろう。

注) 本研究は最先端・次世代研究開発支援プログラム「ネットいじめ研究の新展開—「行動する傍観者」を生み出すプログラム—」(代表:鈴木佳苗)の助成を受けている。

表1. 属性別の平均値と標準偏差

	教員	保護者	一般成人
1.共同体全体の利益に資するように、共同体に主体的にかかわっていかなければならない	3.78 ^a (.726)	3.34 ^b (.785)	3.28 ^b (.804)
2.共同体に消極的にしか参加しない、もしくは参加しない人の権利は、参加の度合いによって制限されても仕方がない	3.19 ^a (.970)	3.17 ^a (.930)	2.91 ^b (.929)
3.個人の持っている権利は、共同体の規範を前提とした総意により与えられるものだ	3.50 ^a (.894)	3.29 ^b (.833)	3.18 ^b (.848)
4.他人の権利を尊重することは、自分の権利を守るために損になる	2.58 ^a (1.069)	2.75 ^b (.938)	2.64 ^{ab} (.948)
5.自分の権利を主張するためには、共同体に対して一定の責任を果たさなければならない	4.01 ^a (.771)	3.65 ^b (.851)	3.57 ^b (.874)

注:括弧内は標準偏差。同一のアルファベットが付してある数値の間には有意差がないことを示す。